コンプライアンス憲章

一般財団法人住宅金融普及協会は、コンプライアンスを業務運営の重要課題のひとつとして位置づけ、企業倫理の確立とコンプライアンス態勢の充実・強化に努めております。当協会は、この憲章ならびにその精神を遵守し、高い倫理観をもって日々の業務活動を遂行してまいります。

〇信頼の確立

社会的責任と公共的使命の重要性を常に認識し、健全かつ適切な 業務運営を通じて、お客様や社会からの長期にわたる揺ぎない信頼の確立を図ります。

〇法令等の厳格な遵守

あらゆる法令、社会規範等を遵守し、誠実かつ公正な業務執行に努めます。

○情報の適切な管理

業務上知り得たお客様に関する情報の取扱いについては、細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正に管理します。

〇公正かつ透明な企業活動

公正な企業活動を行うとともに、適時適切な情報開示を積極的かつ公正に行い、経営の信頼性・透明性の確保に努めます。

〇反社会的勢力に対する毅然とした対応 なるの秩序が完全に發展を与える日社会的勢力に対し

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等とも連携して、毅然とした姿勢で臨みます。

〇適切かつ十分な説明

お客様に対して、商品やサービスの正確かつ適切な情報を提供するとともに、 法令等に従い、適切かつ十分な説明を行います。また、お客様の声を謙虚に受け 止め、経営に反映します。

〇人格・個性の尊重

役職員一人ひとりの人格及び個性を尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。

○問題発生時における迅速かつ的確な対応

本憲章に抵触する問題等が発生した場合には、速やかに事実関係を把握し、迅速かつ的確に対応します。

平成 23 年 4 月 一般財団法人住宅金融普及協会